

消食表第 317 号
令和元年 9 月 19 日

国税庁次長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿
各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、平成 30 年度「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」の内容を踏まえ、「アーモンド」を特定原材料に準ずるものに追加することとしました。

上記見直しに係る事項のほか、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を明確化すべきと判断した事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。